

# Q & A

## 最低資本金規制特例

## 目 次

### 最低資本金特例の概要

- Q 1 株式会社・有限会社の資本金が不要になったのですか。
- Q 2 株式会社・有限会社を 1 円で設立できるようになったのですか。会社設立には資本金以外にもどのような費用が必要でしょうか。
- Q 3 経済産業大臣の確認を受けて最低資本金未滿の株式会社・有限会社を設立する場合、商号に「確認株式会社」「確認有限会社」の文字を使用する必要はありますか。
- Q 4 会社を設立することを計画していますが、合名会社・合資会社を設立するか、確認有限会社・確認株式会社を設立するか迷っています。それぞれの会社のメリット・デメリットの概要を教えてください。

### 最低資本金特例に基づく会社設立手続

- Q 5 最低資本金規制の特例により確認株式会社・確認有限会社を設立するためには、具体的にどのような手続をする必要がありますか。(確認申請の会社設立手続における順番)
- Q 6 最低資本金規制の特例を受けるためには、経済産業局において確認を受ける必要があるようですが、なぜ公証人又は法務局において確認を受けられるようにしなかったのですか。
- Q 7 最低資本金規制の特例を受ける前提として、法律第 2 条第 2 項第 3 号の「創業者」に該当することの確認を受けるための申請は、いつからできますか。
- Q 8 最低資本金規制の特例を受けることができる主体を、法律第 2 条第 2 項第 3 号の「創業者」の設立する株式会社・有限会社に限定しているのはなぜですか。
- Q 9 法律第 2 条第 2 項第 3 号の創業者とは、具体的にどのような人ですか。
- Q 10 現在個人事業を行っているのですが、新事業創出促進法の最低資本金規制の特例を利用して最低資本金未滿の株式会社・有限会社を設立することはできますか。
- Q 11 創業者に該当する者が他の者と共同して(ともに発起人となって)会社を設立する場合(例えば、大学教授が共同研究を行っている株式会社と、教授が 10 万円、株式会社が 90 万円を出資して会社を設立する場合)、創業者に該当することの確認を受けることはできるでしょうか。
- Q 12 私は、事業を営んでおらず創業者に該当し、確認株式会社の発起人、代表取締役となる予定ですが、事業経営上のアドバイス・協力等を期待して、他に個人事業を営んでいる者、他の会社の代表役員に就任している者にも、発起人・代表取締役として参加してもらったり、他の会社に発起人として資本参加してもらうことを検討しているのですが、特例を受けることはできますか。
- Q 13 事業を営んでいない個人であることを証明する書類として、確認申請書には、具体的に何を添付すればよいでしょうか。
- Q 14 確認申請書はどこに提出すればよいでしょうか。
- Q 15 確認申請書を郵送した場合にも、経済産業局では受理していただけますか。窓口での申請と郵送での申請では、申請書記載事項・添付書類に違いがありますか。郵送での申請の添付書類等に不備があった場合、経済産業局から申請者に連絡は頂けますか。
- Q 16 創業者に該当することの確認申請を、代理人を通じて行うことは可能でしょうか。
- Q 17 未成年者が創業者として確認申請を行う場合、追加的に添付すべき書類はあるでしょうか。
- Q 18 他の業法(貸金業の規制等に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等)上、事業を営むために許認可・届出等が必要である場合であっても、確認を受けることはできますか。

- Q19 創業者に該当することの確認を行う場合、確認株式会社・確認有限会社が行う業種に制限はありますか。
- Q20 法律第2条第2項第3号の創業者であることの確認を受けた場合、いつまでに確認株式会社又は確認有限会社を設立する必要がありますか。
- Q21 法律第2条第2項第3号の「創業者」に該当することの確認を受けた場合、その確認に基づいて複数の確認株式会社・確認有限会社を設立することはできるのでしょうか。あるいは、同一人が何度も確認を受けることによって、複数の確認株式会社・確認有限会社を設立することはできるのでしょうか。
- Q22 経済産業局から交付を受けた確認書を紛失してしまったのですが、再交付してもらえますか。
- Q23 確認申請者が創業者でないにもかかわらず、創業者である旨の誓約書を提出し、偽って確認を受けた場合、どのようになりますか。
- Q24 経済産業大臣の確認を受けた後、会社設立までに、商号、本店所在地、資本の額を確認申請書に記載した内容と異なるものとした場合、又は実際の会社の設立日（登記申請日）が、確認申請書に記載した予定設立日と異なることとなった場合、どのようにすればよいでしょうか。
- Q25 新事業創出促進法に基づき、経済産業大臣の確認を受け、最低資本金規制の特例として資本20万円の確認株式会社を設立したいのですが、その際、個人で所有する時価10万円のパソコンを設立する会社に現物出資したいのですが、検査役の調査を受けなければならないのでしょうか。
- Q26 確認株式会社又は確認有限会社の設立の登記申請を行う場合、通常の登記申請の場合と異なるところはありますか。

### 確認株式会社・確認有限会社の運営

- Q27 確認を受けて最低資本金に満たない資本の確認株式会社・確認有限会社を設立した場合、通常会社と異なる点は何ですか。
- Q28 確認株式会社・確認有限会社が成立した場合の、法律第10条の8第1項に定める書面の提出について、「成立」はいつですか。書面の提出期限である「直ちに」とは、どの程度の期間でしょうか。また、提出書面には、どんな書類を添付する必要がありますでしょうか。
- Q29 確認株式会社・確認有限会社の成立後に、定款変更を行ったり、登記事項の変更があった場合、経済産業大臣に届出等をする必要はありますか。
- Q30 確認株式会社・確認有限会社が商号・本店所在地を変更した場合の、法律第10条の8第2項に定める書面の提出期限である「遅滞なく」とは、どのくらいの期間でしょうか。また、提出書面には、どんな書類を添付する必要がありますでしょうか。
- Q31 確認株式会社を設立後、本店を東京から仙台に移転することになった場合、変更事項に係る提出書面を含むその後の届出書等の提出先は、どこになりますか。
- Q32 確認株式会社・確認有限会社の成立後に、確認を受けた創業者が、その保有する確認株式会社・確認有限会社の株式・持分を全て譲渡し、又は代表者を辞任する場合、株式・持分の譲受人、新しい代表者は、法律第2条第2項第3号の「創業者」でなければなりませんか。
- Q33 法律第10条の8第3項、第10条の11第2項の書類・貸借対照表を閲覧するためには、どのような手続が必要ですか。情報公開法に基づいて請求する必要はありますか。経済産業局に行けば、即日閲覧可能ですか。手数料は必要ですか。コピーを請求することはできますか。
- Q34 確認株式会社・確認有限会社については、法律第10条の8第3項、第10条の12第2項の公衆縦覧により、どのような事項を知ることができますか。
- Q35 確認株式会社・確認有限会社が新株発行・増資を行う場合、通常の場合と異なるところはありま

すか。

- Q36 新事業創出促進法に基づき経済産業大臣の確認を受け、最低資本金規制の特例として、資本 20 万円の株式会社を設立した直後に、業務用のパソコンを 10 万円で購入する場合、事後設立として、株主総会の特別決議及び検査役の調査をする必要があるでしょうか。
- Q37 確認株式会社・確認有限会社は、配当することができますか。
- Q38 確認株式会社・確認有限会社は、自己株式・自己持分を買受けることはできますか。
- Q39 確認株式会社・確認有限会社は、その営業の全部又は一部を分割して、会社分割をすることはできますか。
- Q40 確認株式会社・確認有限会社は、資本の減少はできますか。
- Q41 確認株式会社・確認有限会社が、いったん最低資本金以上に増資した後、最低資本金未滿へ減資することはできますか。
- Q42 確認株式会社・確認有限会社の資本の額が最低資本金に到達した場合、何か手続をとる必要がありますか。
- Q43 確認株式会社・確認有限会社が、設立の日から 5 年を経過したときに、解散をせずに、存続するためには、どのような方法がありますか。

Q 1 株式会社・有限会社の資本金が不要になったのですか。

A 1 商法第 168 条の 4 は、株式会社を設立する場合、資本金が 1 千万円（有限会社の場合、300 万円（有限会社法第 9 条））以上であることを要件としており（最低資本金規制）会社を設立する発起人は、設立までに現金 1 千万円（現物出資を行う場合には金銭以外の財産でも構いません。）を調達する必要がありました。

株式会社・有限会社が倒産した場合でも、その実質的な所有者である株主・社員は会社が負担していた債務を弁済する義務を負わないため（有限責任）会社に対して融資をした金融機関や売掛債権を持っていた者（会社債権者）が、会社が倒産した場合のリスクを負担することになります。最低資本金規制は、会社を設立する時点で最低資本金以上の財産を保有させることにより、このような会社債権者のリスクを軽減することを目的としています。

しかし、昨今の大型倒産事件から明らかなように、資本金の額が大きいからといって倒産しないというわけではありません。また、会社設立時点で会社の保有する財産が多額であったとしても、その後の会社経営に失敗した場合には、倒産することになります。

他方で、これから会社を設立して、起業しようとする者のうち、必ずしも資金力・信用力が十分ではないサラリーマン・主婦・学生等にとっては、最低資本金は起業に向けての高いハードルとなっていました。そこで、やる気と能力のある中小企業等の育成・発展を進め、我が国の経済活性化と雇用拡大を実現するため、平成 14 年秋の臨時国会において成立した「中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等共同組合法等の一部を改正する法律（中小企業挑戦支援法、平成 14 年法律第 110 号）」により、新事業創出促進法（平成 10 年法律第 152 号、平成 15 年 2 月 1 日施行）の一部を改正し、同法第 2 条第 2 項第 3 号の「創業者」（その意義については、Q9、Q10、Q11、Q12 参照）であることについて経済産業大臣の確認（確認申請手続については、Q5、Q6、Q7、Q13、Q14、Q15、Q16、Q17、Q18、Q19、Q20 参照）を受けた者が株式会社・有限会社を設立する場合には、最低資本金に規定する商法第 168 条の 4、有限会社法第 9 条を、会社設立から 5 年間、適用除外とする特例を設けました。

その結果、確認を受けた創業者が設立する株式会社（以下「確認株式会社」といいます。）・有限会社（以下「確認有限会社」といいます。）の資本金は 1 円でもよいことになりました（Q2 参照）。しかし、資本金が全く不要となったわけではありません。

ただ、最低資本金規制の債権者保護機能を代替・補完するため、確認株式会社・確認有限会社には、会社の基礎情報・財務状況の開示について商法・有限会社法上の義務に加えて、経済産業大臣に対して貸借対照表等を提出する等の義務が課せられますし（Q27、Q28、Q29、Q30、Q31 参照）配当するためには、会社の純資産額が最低資本金額を上回ることを要件とする特則（Q37、Q38、Q39、Q40 参照）等があります。

また、新事業創出促進法による最低資本金規制の免除は、設立から 5 年間の特例ですので、設立から 5 年経過する日までに、会社の資本金を最低資本金まで増加することができない場合には、合名会社・合資会社（・有限会社）に組織を変更するか（Q27 参照）解散しなければなりません（Q43 参照）。

Q 2 株式会社・有限会社を 1 円で設立できるようになったのですか。会社設立には資本金以外にどのような費用が必要でしょうか。

A 2 やる気と能力のある中小企業等の育成・発展を進め、我が国の経済活性化と雇用拡大を実現するため、平成 14 年秋の臨時国会において成立した「中小企業等の行う新たな事業活動の促進のための中小企業等共同組合法等の一部を改正する法律(中小企業挑戦支援法、平成 14 年法律第 110 号)」により、新事業創出促進法(平成 10 年法律第 152 号、平成 15 年 2 月 1 日施行)の一部を改正し、同法第 2 条第 2 項第 3 号の「創業者」(その意義については、Q9、Q10、Q11、Q12 参照)であることについて経済産業大臣の確認(確認申請手続については、Q5、Q6、Q7、Q13、Q14、Q15、Q16、Q17、Q18、Q19、Q20 参照)を受けた者が株式会社・有限会社を設立する場合には、最低資本金に規定する商法第 168 条の 4、有限会社法第 9 条を、会社設立から 5 年間、適用除外とする特例を設けました。

その結果、確認を受けた創業者が設立する確認株式会社・確認有限会社の資本金は 1 円でもよいことになりました(しかし、資本金が全く不要となったわけではありません)。例えば、発行価額 1 円の株式を 1 株だけ発行すれば、確認株式会社の資本の額は 1 円になります。

資本の額が 1 円でもよいとしても、設立手続には株式会社の場合約 30 万円、有限会社の場合約 20 万円が必要です(下表参照)。

	株式会社	有限会社
定款に貼付する印紙	4 万円	4 万円
公証人の定款認証料	5 万円	5 万円
登録免許税(登記料)	15 万円	6 万円
その他諸費用	約 7 万円	約 5 万円

また、設立費用とは別に、確認株式会社・確認有限会社は、利益の有無にかかわらず、毎年、法人道府県民税均等割として 2 万円(地方税法第 52 条第 1 項表五)、法人市長村民税均等割として 5 万円(同法第 312 条第 1 項表九)等を負担しなければなりませんので、ご留意下さい(詳細は地方自治体・税務署にご確認下さい)。

Q 3 経済産業大臣の確認を受けて最低資本金未満の株式会社・有限会社を設立する場合、商号に「確認株式会社」「確認有限会社」の文字を使用する必要がありますか。

A 3 経済産業大臣の確認を受けて設立する最低資本金未満の株式会社・有限会社も、商号を「確認株式会社」「確認有限会社」とすることなく、通常どおり、「株式会社」「有限会社」とすることができます。

Q 4 会社を設立することを計画していますが、合名会社・合資会社を設立するか、確認有限会社・確認株式会社を設立するか迷っています。それぞれの会社のメリット・デメリットの概要を教えてください。

A 4 一般論として、合名会社・合資会社よりも有限会社・株式会社の方が、信用力が高いといわれています。その他の点については、下表をご参照下さい。

	合名会社	合資会社	有限会社	株式会社	確認有限会社	確認株式会社
資本金	不要	不要	300万円以上	1000万円以上	1円以上	1円以上
設立登記の登録免許税	6万円	6万円	資本金額の千分の七 (最低6万円)	資本金額の千分の七 (最低15万円)	6万円	15万円
社員・株主の責任	無限責任	無限責任社員と有限責任社員がいる	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
社員・株主数	2名以上	無限責任社員・有限責任社員各1名以上	1名でもよい	1名でもよい	1名でもよい	1名でもよい
社員・株主の資格	会社は無限責任社員になれない	会社は無限責任社員になれない	会社も社員になれる	会社も株主になれる	創業者とともになら会社も社員になれる	創業者とともになら会社も株主になれる
役員	社員が業務執行を行う	無限責任社員が業務執行を行う	取締役1名でよい	取締役3名以上(うち代表取締役1名以上)、監査役1名以上が必要	取締役1名でよい	取締役3名以上(うち代表取締役1名以上)、監査役1名以上が必要
存続期間	定める必要はない	定める必要はない	定める必要はない	定める必要はない	5年以内に最低資本金まで増資・組織変更しない場合、解散しなければならない	5年以内に最低資本金まで増資・組織変更しない場合、解散しなければならない



Q 5 最低資本金規制の特例により確認株式会社・確認有限会社を設立するためには、具体的にどのような手続をする必要がありますか。(確認申請の会社設立手続における順番)

A 5 確認株式会社・確認有限会社を設立するための手続の概要は、以下のとおりです。

1. 定款作成

確認株式会社・確認有限会社を設立しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、発起人又は社員として定款に署名する必要があります。また、定款には、設立する会社が新事業創出促進法(以下単に「法律」といいます。)第10条の18の規定により解散する旨を、規定する必要があります。類似商号の検索、事業目的の記載方法等は、司法書士・法務局等にご相談下さい。

株式会社における解散事由の定款記載例 (括弧内は有限会社の場合)

第 条 会社は、商法第404条(有限会社法第69条第1項)各号に掲げる事由のほか、新事業創出促進法第10条の18第1項(第2項)の規定により、次に掲げる事由により解散する。

一 資本の額を1000万円(資本の総額を300万円)以上とする変更の登記又は有限会社(株式会社)、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと

二 新事業創出促進法第10条の2の規定により同法第10条第1項の確認を取り消されたこと

2. 公証人による定款の認証

申請者は、経済産業局に確認申請書を提出する前に、公証人の定款認証を受けて下さい。

3. 経済産業大臣による確認

申請者は、法律第2条第2項第3号の創業者であることの確認を受けるため、設立する会社の本店所在地を管轄する経済産業局に、新事業創出促進法施行規則(以下単に「規則」といいます。)様式第2による確認申請書に必要事項を記載し、「定款の写し」、「申請者が創業者であることを誓約する書面」(規則様式第3)、「事業を営んでないことを証明する書類」(具体的な内容については、Q13参照)を添付して、提出して下さい。

郵送により提出することも可能です。その場合、封筒に「最低資本金の特例」と記入して下さい。

なお、確認書の郵送を希望される場合は、返信用封筒に申請者の住所・氏名を記入し、切手を貼付の上、提出して下さい。

4. 商法・有限会社法上の設立手続

商法・有限会社法に規定された設立手続を履践して下さい。なお、確認株式会社を募集設立する場合には、株式申込証の用紙に、会社が法律第10条の18の規定により解散する旨を記載する必要があります。

5. 設立登記申請

申請者は、設立登記の申請書に、会社が法律第10条の18の規定により解散することを登記事由として記載し、「確認書」、「払込があったことを証する書面」(Q26参照)を添付して、法務局に提出して下さい。

なお、設立登記の申請は、確認の日から2ヶ月以内に行う必要があります。

6. 成立の届出

確認株式会社・確認有限会社が成立したときは、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に、規則様式第5による書面に必要事項を記載し、会社の登記簿謄本を添付して、提出して下さい。

Q 6 最低資本金規制の特例を受けるためには、経済産業局において確認を受ける必要があるそうですが、なぜ公証人又は法務局において確認を受けられるようにしなかったのですか。

A 6 本特例は、会社設立の一般的な手続に対して設けられるものではなく、開業・創業を促進し、新たな事業に挑戦する中小企業等を積極的に支援することを目的として設けられます。したがって、中小企業施策担当大臣である経済産業大臣が支援対象であるかどうかについて判断する必要があります。

Q 7 最低資本金規制の特例を受ける前提として、法律第 2 条第 2 項第 3 号の「創業者」に該当することの確認を受けるための申請は、いつからできますか。

A 7 平成 15 ( 2003 ) 年 2 月 1 日から申請できます。なお、申請期間の終期は、平成 20 ( 2008 ) 年 3 月 31 日です。

Q 8 最低資本金規制の特例を受けることができる主体を、法律第 2 条第 2 項第 3 号の「創業者」の設立する株式会社・有限会社に限定しているのはなぜですか。

A 8 新事業創出促進法の最低資本金特例は、開業率が廃業率を下回り続けている昨今の経済情勢に鑑みて、創業・開業を促進する観点から、株式会社・有限会社を設立する場合の大きな障害である最低資本金規制を設立から 5 年間に限って適用を免除するというものです。

したがって、個人事業などの形で事業を開始している方は、既に創業・開業を実現された方として今回の支援対象外としております。

Q 9 法律第 2 条第 2 項第 3 号の創業者とは、具体的にどのような人ですか。

A 9 法律第 2 条第 2 項第 3 号の創業者とは、事業を営んでいない個人であって、2 ヶ月以内に新たに会社を設立して、その会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する者をいいます。

事業を営んでいない個人の具体例としては、給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、会社の代表権のない役員が挙げられます。国籍について、日本人に限定されるものではありません。

個人事業主、法人の代表権のある役員は、事業を営んでいない個人から除外されます。

ここにいう個人事業主とは、所得税法上の事業所得のある者をいいます。したがって、給与所得以外に不動産所得、利子所得、配当所得等がある方でも、事業所得がなければ、個人事業主とはなりません。他方、農業による所得は事業所得となりますので、農業所得のある方は、個人事業主となります。海外での事業により所得を得ている場合も、個人事業主となります。

また、ここにいう法人には、営利社団法人である会社のほか、公益法人、特定非営利活動法人、中間法人、中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に掲げられた中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、火災共済協同組合、信用共同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）も含まれます。外国法に準拠して設立された法人も同様です。

ただし、廃業又は代表権のある役員を辞任した場合には、事業を営んでいない個人に該当することになります（Q10 参照）。

Q10 現在個人事業を行っているのですが、新事業創出促進法の最低資本金規制の特例を利用して最低資本金未満の株式会社・有限会社を設立することはできますか。

A10 新事業創出促進法の最低資本金規制の特例を利用して、最低資本金未満の株式会社・有限会社を設立するためには、同法第2条第2項第3号の「創業者」であることについて、経済産業大臣の確認を受けなければなりません（確認申請手続については、Q5、Q6、Q7、Q13、Q14、Q15、Q16、Q17、Q18、Q19、Q20参照）。

同号の「創業者」とは、事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立して、その会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有するものをいいます。したがって、個人事業者は、創業者に該当しないため、新事業創出促進法の最低資本金規制の特例を利用して、最低資本金未満の株式会社・有限会社を設立することはできません。

ただし、個人事業者が廃業した場合には、事業を営んでいない者となります。したがって、経済産業大臣の確認を受ければ、新事業創出促進法の最低資本金規制の特例を利用して、最低資本金未満の株式会社・有限会社を設立することができます。廃業したときに税務署に提出した廃業届の本人控の写しを添付して、確認申請を行って下さい。

また、他の創業者に該当する者が確認を受けて設立する会社に、創業者に該当しない者がともに発起人・原始社員となり、あるいは代表者になることは問題ありません。

Q11 創業者に該当する者が他の者と共同して（ともに発起人となって）会社を設立する場合（例えば、大学教授が共同研究を行っている株式会社と、教授が10万円、株式会社が90万円を出資して会社を設立する場合）、創業者に該当することの確認を受けることはできるでしょうか。

A11 創業者に該当する者が他の者と共同して会社を設立する場合であっても、創業者に該当することの確認を受けることができます。

ただし、確認を受けた創業者が設立する会社が特例を受けるためには、その創業者が責任を持って主体的に事業を行う必要があります。

Q12 私は、事業を営んでおらず創業者に該当し、確認株式会社の発起人、代表取締役となる予定ですが、事業経営上のアドバイス・協力等を期待して、他に個人事業を営んでいる者、他の会社の代表役員に就任している者にも、発起人・代表取締役として参加してもらったり、他の会社に発起人として資本参加してもらうことを検討しているのですが、特例を受けることはできますか。

A12 創業者に該当することの確認を受けた者が設立する確認株式会社について、他の創業者に該当しない第三者が、確認を受けた創業者とともに発起人となり、又は代表取締役に就任する場合でも、特例を受けることはできます。



Q13 事業を営んでいない個人であることを証明する書類として、確認申請書には、具体的に何を添付すればよいでしょうか。

A13 下表をご参照下さい。同表に掲げられた書類の一を添付すればよく、また、同表に挙げられていない書類であっても、事業を営んでいない個人であることを証明する書類であれば、問題ありません。

確認申請者の地位	添付書類の例
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票の写し（直近入手可能なもの）</li> <li>・市町村民税の特別徴収税額の通知書の写し（直近入手可能なもの）</li> <li>・雇用主発行の雇用証明書（申請日前1ヶ月以内に発行されたもの）</li> </ul>
専業主婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証の写し（被扶養者であることを示すもの）</li> <li>・非課税証明書（直近入手可能なもの）</li> </ul>
学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証の写し（被扶養者であることを示すもの）</li> </ul>
失業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主発行の退職証明書（申請日前1年以内の退職を証するもの）</li> <li>・雇用保険被保険者離職票の写し（申請日前1年以内の退職を証するもの）</li> <li>・雇用保険受給資格者証の写し（申請日において有効なもの）</li> </ul>
年金生活者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金証書の写し</li> <li>・非課税証明書（直近入手可能なもの）</li> </ul>
会社の代表権のない役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の登記簿謄本（申請日前1ヶ月以内に発行されたもの）</li> </ul>
事業を廃止した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃業届出書の本人控の写し（申請日前1年以内の廃業を証するもの）</li> </ul>
会社の代表権のある役員を辞任した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の登記簿謄本（申請日前1年以内の辞任を証するもの）</li> </ul>

Q14 確認申請書はどこに提出すればよいでしょうか。

A14 下表にしたがって、会社の本店所在地を管轄する経済産業局にご提出下さい。

会社の本店所在地	提出先・所在地	電話番号
北海道	北海道経済産業局 新規事業課 〒060 0808 札幌市北区北8条西2 1 1 札幌第1合同庁舎	011 709 2311(代)
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北経済産業局 新規事業課 〒980 0014 仙台市青葉区本町3 3 1 仙台合同庁舎	022 263 1167
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県	関東経済産業局 経営支援課 〒330 9715 さいたま市上落合2 11 さいたま新都心合同庁舎1号館	048 600 0331
富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県	中部経済産業局 新規事業課 〒460 8510 名古屋市中区三の丸2 5 2	052 951 2761
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿経済産業局 新規事業課 〒540 8535 大阪市中央区大手前1 5 44	06 6966 6014
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国経済産業局 新規事業課 〒730 8531 広島市中区上八丁堀6 30 広島合同庁舎2号館	082 224 5658
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国経済産業局 新規事業課 〒760 8512 高松市番町1 10 6	087 831 3141(代)
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州経済産業局 新規事業課 〒812 8546 福岡市博多区博多駅東2 11 1	092 482 5438
沖縄県	沖縄総合事務局 経済産業部 産業課 〒900 8530 那覇市前島2 21 7	098 866 0067

Q15 確認申請書を郵送した場合にも、経済産業局では受理していただけますか。窓口での申請と郵送での申請では、申請書記載事項・添付書類に違いがありますか。郵送での申請の添付書類等に不備があった場合、経済産業局から申請者に連絡は頂けますか。

A15 確認申請書が郵送された場合にも、経済産業局では受理します。この場合は、封筒に「最低資本金規制の特例」と記入して下さい。また、確認書の郵送による交付を希望される場合は、返信用封筒に申請者の住所・氏名を記入し、切手を貼付の上、同封して下さい。

窓口での申請と郵送での申請で、添付書類の違いはありません。確認申請書（規則様式第2）に、公証人の認証を受けた定款の写し、申請者が創業者であることを制約する書面（規則様式第3）事業を営んでいないことを証明する書類（具体的な内容については、Q13参照）を同封して下さい。

郵送での申請の添付書類等に不備があった場合、経済産業局から申請者にご連絡致します。

Q16 創業者に該当することの確認申請を、代理人を通じて行うことは可能でしょうか。

A16 創業者に該当することの確認申請を、代理人を通じて行うことは可能です。代理人を通じて行う場合でも、委任状は不要です。

Q17 未成年者が創業者として確認申請を行う場合、追加的に添付すべき書類はあるでしょうか。

A17 未成年者が創業者として確認申請を行う場合、法定代理人の同意書が必要です。確認申請書に下記のように記載した同意書を添付して下さい。

## 同 意 書

申 請 者 住 所

---

申 請 者 氏 名

---

私は上記の者が下記の行為を行うことに同意します。

### 記

- 一 新事業創出促進法第10条に基づく創業者に該当することの確認の申請
- 二 前記確認に係る株式会社（有限会社）への出資
- 三 前記確認に係る株式会社（有限会社）の代表取締役（取締役）への就任

以上

平成 年 月 日

法 定 代 理 人 住 所

---

法 定 代 理 人 氏 名 印

---

Q18 他の業法(貸金業の規制等に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等)上、事業を営むために許認可・届出等が必要である場合であっても、確認を受けることはできますか。

A18 定款の認証を受けていれば、他の業法にかかわらず、確認を受けることができます。ただし、事業を開始するにあたっては、必要な許認可を受け、又は届出等を行って下さい。

Q19 創業者に該当することの確認を行う場合、確認株式会社・確認有限会社が行う業種に制限はありますか。

A19 確認株式会社・確認有限会社が行う業種に制限はありません。ただし、銀行業法、保険業法のような個別の業法上、免許要件として一定額（銀行業、保険業であれば 10 億円）以上の資本金が要件とされている結果、確認株式会社・確認有限会社が行うことができない事業があるので、ご注意ください。

Q20 法律第2条第2項第3号の創業者であることの確認を受けた場合、いつまでに確認株式会社又は確認有限会社を設立する必要がありますか。

A20 法律第2条第2項第3号の創業者であることの確認を受けた場合、その確認の日から起算して2ヶ月以内に確認株式会社又は確認有限会社を設立（設立登記の申請）をする必要があります。

経済産業局は、確認申請書に以下の記載をして、これを確認書として、申請者に交付します。  
設立登記の申請書には、確認書を添付して、法務局に提出して下さい。

確認日 平成 年 月 日  
確認日から二ヶ月を経過する日  
平成 年 月 日  
経済産業大臣名 印

新事業創出促進法第10条第1項の規定に基づき確認する。



Q21 法律第2条第2項第3号の「創業者」に該当することの確認を受けた場合、その確認に基づいて複数の確認株式会社・確認有限会社を設立することはできるのでしょうか。あるいは、同一人が何度も確認を受けることによって、複数の確認株式会社・確認有限会社を設立することはできるのでしょうか。

A21 「創業者」であることの確認を受けた場合、その確認に基づいて設立することのできる会社は、確認申請書に記載した商号・本店所在地の確認株式会社・確認有限会社1社に限られ、複数の確認株式会社・確認有限会社を設立することはできません。

一度、確認を受けた「創業者」も、会社を設立しその代表者に就任した場合、「事業を営んでいない個人」ではなくなるので、「創業者」に該当しないこととなります。したがって、この場合には、同一人が何度も確認を受けることによって、複数の確認株式会社・確認有限会社を設立することはできません。ただし、会社の代表者を辞任し、創業者であることの確認を受けた場合には、確認株式会社・確認有限会社を設立することが可能になります（Q9 参照）。

Q22 経済産業局から交付を受けた確認書を紛失してしまったのですが、再交付してもらえますか。

A22 確認書が滅失、損傷し、又は識別困難となった場合には、確認書を再交付します。滅失等した確認書を交付した経済産業局に、規則様式第4の確認書再交付申請書に、前回の申請時と同一内容を記載して、提出して下さい。経済産業局は、確認書再交付申請書に以下の記載をして、これを確認書として、申請者に交付します。

損傷又は識別困難を理由に再交付を申請する場合は、その損傷又は識別困難となった確認書を、再交付申請書に添付して下さい。紛失を理由に再交付を受けた後、その紛失した確認書を発見したときは、発見した確認書を経済産業局に返納して下さい。

再交付日	平成	年	月	日
確認日	平成	年	月	日
確認日から二ヶ月を経過する日				
	平成	年	月	日
経済産業大臣	名			印

新事業創出促進法第10条第1項の規定に基づき確認する。

Q23 確認申請者が創業者でないにもかかわらず、創業者である旨の誓約書を提出し、偽って確認を受けた場合、どのようになりますか。

A23 偽りその他不正の手段により確認を受けたことが判明した場合には、経済産業大臣はその確認を取り消すことができます。

設立登記前に確認が取り消された場合、当該確認を受けた者が設立する会社は、最低資本金規制の特例を受けることはできません。

設立登記後に確認が取り消された場合には、その会社は解散、清算されます。

Q24 経済産業大臣の確認を受けた後、会社設立までに、商号、本店所在地、資本の額を確認申請書に記載した内容と異なるものとした場合、又は実際の会社の設立日（登記申請日）が、確認申請書に記載した予定設立日と異なることとなった場合、どのようにすればよいでしょうか。

A24 確認申請書には、設立する会社の商号・本店所在地、予定資本額、設立予定日を記載する必要があります。

経済産業大臣の確認を受けた後、会社設立までに、設立する会社の商号・本店所在地を変更した場合には、その確認に係る会社とは別の会社を設立することになるため、改めて確認を受ける必要があります。確認申請書（規則様式第2）に変更後の定款の写し、創業者に該当する旨の誓約書（規則様式第4）、事業を営んでいない個人であることを証する書類（Q13 参照）を添付して、経済産業局に提出して下さい。

経済産業大臣の確認を受けた後、会社設立までに、設立する会社の定款に記載された資本の額を変更した場合、変更後の資本の額が最低資本金未満である限りは、改めて確認を受けることなく、確認株式会社又は確認有限会社を設立することができます。

確認申請書に記載した会社の予定設立日と異なる日に登記申請を行うこととなった場合、その申請日が確認の日から2ヶ月以内の日である限り、改めて確認を受けることなく、確認株式会社又は確認有限会社を設立することができます。

Q25 新事業創出促進法に基づき、経済産業大臣の確認を受け、最低資本金規制の特例として資本 20 万円の確認株式会社を設立したいのですが、その際、個人で所有する時価 10 万円のパソコンを設立する会社に現物出資したいのですが、検査役の調査を受けなければならないのでしょうか。

A25 商法・有限会社法上、現物出資・財産引受を行う場合には、財産の価格等を定款に記載し、裁判所が選任する検査役の調査を受ける必要があります。ただし、検査役の調査には一定の費用がかかるため、費用対効果の観点から、財産の価格が、資本の 5 分の 1 を超えず、かつ 500 万円を超えない場合には、検査役の調査は不要とされます（少額免除制度）。

この商法の定めに従えば、パソコンの価格（10 万円）が、資本の 5 分の 1（4 万円）を超えるため、検査役の調査を受ける必要があります。このように、最低資本金規制の特例の適用を受ける会社については、その資本の額が低額であるため、少額免除制度の趣旨が十分に活かされません。

そこで、新事業創出促進法上、現物出資等される財産の価格が、確認株式会社については 200 万円を超えない場合、確認有限会社については 60 万円を超えない場合には、検査役の調査を不要とする特例を設けました。

したがって、資本 20 万円の確認株式会社、時価 10 万円のパソコンを現物出資する場合には、検査役調査は不要となります。ただし、現物出資した物の実際の価格が出資額に満たない場合には、発起人及び会社成立当時の取締役には、不足額を連帯して填補する責任が生じます。

Q26 確認株式会社又は確認有限会社の設立の登記申請を行う場合、通常の登記申請の場合と異なるところはありますか。

A26 確認株式会社又は確認有限会社について、最低資本金規制の適用除外を認める期間は設立の日から5年間とされており、その期間が満了する日までに、最低資本金までの増資又は合名会社・合資会社（・有限会社）への組織変更を行わなかった場合、確認株式会社又は確認有限会社は解散しなければなりません。

かかる解散により、確認株式会社又は確認有限会社の株主・債権者が不測の損害を被ることのないように、定款・株式申込証の用紙・登記を通じて、法律第10条の18の規定により解散する旨を公示することとなっています。したがって、設立登記の申請書には、同条の規定により解散する旨を登記事項として記載する必要があります。

また、最低資本金に満たない資本の額の会社の設立登記を行うことが適法であることを、登記官に明らかにするために、新事業創出促進法第2条第2項第3号の創業者に該当することの確認を受けたこと証する書面（確認書）を、設立登記の申請書に添付する必要があります（確認書については、Q20、Q22参照）。

さらに、確認株式会社及び確認有限会社に係る出資の払込みについては、払込取扱機関（銀行等）が払込保管証明をする義務が免除されています。したがって、設立登記の申請書には、必ずしも払込保管証明書を添付する必要はなく、「払込があったことを証する書面」として、以下のものを添付すればよいこととなりました（新株発行・増資時の払込みに関する、Q35参照）。

- 1．払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合、次の（1）又は（2）の書類
  - （1）払込取扱機関が発行した払込金保管証明書
  - （2）払込取扱機関が発行した株金等の払込みがあったことを証する書面
- 2．払込取扱機関に設けられた発起人（有限会社の場合は、取締役）名義の口座に振込むことによって払込みがされた場合、会社の代表者に就任予定の者が作成した出資全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、次の（1）又は（2）の書面であって、出資の割当てを受けた者からそれぞれの株式・持分の価額に相当する金銭が当該口座に入金されたことが確認できるものを、合綴したもの
  - （1）取引明細書等、当該払込取扱機関が作成した書面
  - （2）当該口座に係る預金通帳の写し

（注）これらの書類についての詳細は、各法務局にご確認下さい。

Q27 確認を受けて最低資本金に満たない資本の確認株式会社・確認有限会社を設立した場合、通常の会社と異なる点は何ですか。

A27 確認株式会社・確認有限会社と、通常の会社との相違点の概要は以下のとおりです。

1. 確認を受けて最低資本金に満たない資本の確認株式会社・確認有限会社を設立した場合、及び会社の商号又は本店所在地を変更した場合には、規則様式第4、第5の書面に必要事項を記載し、会社の登記簿謄本を添付して、経済産業局に提出しなければなりません（Q28、Q29、Q30、Q31、下表参照）。これらの提出書面は、経済産業局において公衆の縦覧に供されます。
2. 事後設立を行う場合には、取得財産の価格が少額である場合の株主総会の特別決議・検査役調査を免除する範囲を拡大する特例が設けられています（Q36参照）。
3. 新株発行・増資をする場合には、登記申請書に払込保管証明書を添付することは義務的なものではなく、任意的なものとする特例が設けられています（Q35参照）。
4. 配当規制については、会社債権者保護の観点から、最低資本金規制の免除する代償として、通常の会社よりも強化されており、純資産額が最低資本金額を超過しなければ配当することができません（Q37参照）。  
同様の趣旨から、自己の株式・持分を取得する場合の財源規制も強化され（Q38参照）また、会社の分割・減資をする際にも、株主・社員に株式・金銭等を交付することが制限されています（Q39、Q40参照）。
5. 営業年度経過後、3ヶ月以内に、貸借対照表、損益計算書、利益処分案を経済産業局に提出する必要があります。貸借対照表は、経済産業局において公衆の縦覧に供されます（Q33、下表参照）。
6. 増資の結果、資本の額が最低資本金額に達した場合には、経済産業局に届出をするとともに（Q42、下表参照）増資に伴う変更登記申請と同時に、設立時に登記をした特別の解散事由の抹消登記の申請をする必要があります（Q42参照）。
7. 設立後5年以内に最低資本金に達するまで増資できなかった場合にも、会社形態での円滑が事業継続を可能とするため、合名会社・合資会社への組織変更が認められるほか、確認株式会社が有限会社に組織変更する場合の株主総会の決議要件も緩和されています。組織変更をした場合には、経済産業局への届出が必要です（下表参照）。
8. 解散した場合（成立から5年の経過による場合及び確認の取消しによる場合を除きます。）には、経済産業局への届出が必要です（下表参照）。

#### 確認株式会社・確認有限会社の提出書類等一覧

事由	提出期限	届出書の様式等	提出義務者
会社が成立したとき	直ちに	様式第5（1通+写し1通）	会社
商号・本店所在地を変更したとき	遅滞なく	様式第6（1通+写し1通）	会社
営業年度を経過したとき	3ヶ月以内	貸借対照表（2通） 損益計算書（1通） 利益処分案（1通）	会社
最低資本金に到達したとき	2週間以内	様式第7（1通）	会社
合併により消滅したとき	2週間以内	様式第7（1通）	消滅会社の役員であった者
破産により解散したとき	2週間以内	様式第7（1通）	破産管財人
合併・破産以外の事由により解散したとき（注）	2週間以内	様式第7（1通）	清算人
組織変更をしたとき	2週間以内	様式第7（1通）	会社

（注）成立から5年の経過により解散した場合及び確認の取消しにより解散した場合を除きます。

Q28 確認株式会社・確認有限会社が成立した場合の、法律第10条の8第1項に定める書面の提出について、「成立」はいつですか。書面の提出期限である「直ちに」とは、どの程度の期間でしょうか。また、提出書面には、どんな書類を添付する必要がありますでしょうか。

A28 「成立」の時点は、設立の登記がなされた日であり、実務上、設立登記の申請書を法務局に提出した日が、設立の登記がなされた日となります。

「直ちに」とは、成立の時点から提出準備に要する合理的期間を経過するときまでを意味します。提出書面には、会社の登記簿謄本を添付して下さい。



Q29 確認株式会社・確認有限会社の成立後に、定款変更を行ったり、登記事項の変更があった場合、経済産業大臣に届出等をする必要はありますか。

A29 確認株式会社・確認有限会社が、商号又は本店所在地について、定款変更した場合には、規則様式第6による書面に必要事項を記載し、変更登記後の会社の登記簿謄本を添付して、経済産業局に提出する必要があります。

なお、経済産業局の管轄を超えて本店所在地を変更した場合には、変更前の本店所在地を管轄する経済産業局に書面を提出して下さい。

商号又は本店所在地以外の定款記載事項・登記事項の変更については、経済産業大臣に届出等する必要はありません。

Q30 確認株式会社・確認有限会社が商号・本店所在地を変更した場合の、法律第10条の8第2項に定める書面の提出期限である「遅滞なく」とは、どのくらいの期間でしょうか。また、提出書面には、どんな書類を添付する必要があるでしょうか。

A30 「遅滞なく」とは、商号・本店所在地の定款変更の決議後、変更の登記及び書類提出準備に要する合理的期間を経過するときまでを意味します。

提出書面には、変更登記後の会社の登記簿謄本を添付して下さい。

Q31 確認株式会社を設立後、本店を東京から仙台に移転することになった場合、変更事項に係る提出書面を含むその後の届出書等の提出先は、どこになりますか。

A31 本店を東京から仙台のように経済産業局の管轄を越えて移転する場合、その本店所在地の変更に係る経済産業局への書面の提出は、変更前の本店所在地を管轄する経済産業局に対して行って下さい。

変更に係る書面の提出後、提出会社に関する経済産業局の保管書類を、変更後の本店所在地を管轄する経済産業局に移送します。したがって、その後の貸借対照表等の提出・届出等は、変更後の本店所在地を管轄する経済産業局に対して行って下さい。

Q32 確認株式会社・確認有限会社の成立後に、確認を受けた創業者が、その保有する確認株式会社・確認有限会社の株式・持分を全て譲渡し、又は代表者を辞任する場合、株式・持分の譲受人、新しい代表者は、法律第2条第2項第3号の「創業者」でなければなりませんか。

A32 本特例は、創業者が会社を設立することに対する支援措置であるため、確認を受けた創業者は、その確認に係る株式会社・有限会社の事業を、責任をもって主体的に行うことが期待されます。

しかし、会社成立後、確認を受けた創業者が、その保有する確認株式会社・確認有限会社の株式・持分を全て譲渡し、又は代表者を辞任する場合、株式・持分の譲受人、新しい代表者は、法律第2条第2項第3号の「創業者」である必要はありません。

Q33 法律第10条の8第3項、第10条の11第2項の書類・貸借対照表を閲覧するためには、どのような手続が必要ですか。情報公開法に基づいて請求する必要はありますか。経済産業局に行けば、即日閲覧可能ですか。手数料は必要ですか。コピーを請求することはできますか。

A33 法律第10条の8第3項、第10条の11第2項の書類・貸借対照表を閲覧するためには、特段の手続は必要ありません。情報公開法に基づいて請求する必要はありません。書類・貸借対照表を閲覧したい会社の本店所在地を管轄する経済産業局において、閲覧したい旨を申出て下さい。即日閲覧することが可能です。

書類・貸借対照表の閲覧をするのに、手数料は必要ありませんが、コピーをすることはできません。

Q34 確認株式会社・確認有限会社については、法律第10条の8第3項、第10条の12第2項の公衆縦覧により、どのような事項を知ることができますか。

A34 下表をご参照下さい。

法律第10条の8第1項(第2項)の書面の記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・確認申請をした者の氏名・住所</li><li>・確認の年月日</li><li>・商号・本店所在地</li><li>・成立の年月日</li><li>・成立時の資本の額</li></ul>
法律第10条の11第1項の貸借対照表の記載事項	直近の営業年度末の { <ul style="list-style-type: none"><li>・会社の総資産額(各資産の内容)</li><li>・会社の総負債額(各負債の内容)</li><li>・会社の純資産額(資本等の額)</li></ul> }

Q35 確認株式会社・確認有限会社が新株発行・増資を行う場合、通常の場合と異なるところがありますか。

A35 確認株式会社・確認有限会社が新株発行・増資を行う場合には、必ずしも払込取扱機関(銀行等)の払込保管証明書を取得する必要はありません(ただし、新株発行・増資後の資本額が、最低資本金の額を超過する場合は、払込保管証明書を取得する必要がありますので、ご注意下さい。)

したがって、新株発行・増資に伴う変更登記の申請書には、「払込があったことを証する書面」として、以下のものを添付すればよいこととなりました(設立時の払込みに関する、Q26 参照)。

1. 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合、次の(1)又は(2)の書類

(1) 払込取扱機関が発行した払込金保管証明書

(2) 払込取扱機関が発行した株金等の払込みがあったことを証する書面

2. 払込取扱機関に設けられた確認株式会社又は確認有限会社名義の口座に振込むことによって払込みがされた場合、会社の代表者が作成した出資全額の出資を受けたいことを証明する旨を記載した書面に、次の(1)又は(2)の書面であって、出資の割当てを受けた者からそれぞれの株式・持分の価額に相当する金銭が当該口座に入金されたことが確認できるものを、合綴したもの

(1) 取引明細書等、当該払込取扱機関が作成した書面

(2) 当該口座に係る預金通帳の写し

(注) これらの書類についての詳細は、各法務局にご確認下さい。

Q36 新事業創出促進法に基づき経済産業大臣の確認を受け、最低資本金規制の特例として、資本 20 万円の株式会社を設立した直後に、業務用のパソコンを 10 万円で購入する場合、事後設立として、株主総会の特別決議及び検査役の調査をする必要があるでしょうか。

A36 商法及び有限会社法上、株式会社・有限会社が成立後 2 年以内に、その成立前から存在する財産であって営業のために継続して使用するものを取得する場合、現物出資・財産引受に関する規制の潜脱を防止するため、株主総会の特別決議及び検査役調査を行うことが必要とされます。ただし、株主総会（社員総会）の特別決議及び検査役調査には一定の費用が必要であるため、費用対効果の観点から、取得する財産の価格が、資本の 20 分の 1 未満である場合には、特別決議を行う必要はなく、また、資本の 5 分の 1 を超えずかつ 500 万円を超えない場合には、検査役調査を行う必要はないことになっています。

この商法の定めに従えば、パソコンの価格（10 万円）が、資本の 20 分の 1（1 万円）、5 分の 1（4 万円）を超えるため、特別決議及び検査役調査する必要があります。このように、最低資本金規制の特例の適用を受ける会社については、その資本の額が低額であるため、特別決議、検査役調査を行わなければならない財産の取得の範囲が非常に広がってしまいます。

そこで、新事業創出促進法上、取得される財産の価格が、確認株式会社については 50 万円未満の場合、確認有限会社については 15 万円未満の場合には、特別決議を不要とする特例を設けました。また、取得される財産の価格が、確認株式会社については 200 万円を超えない場合、確認有限会社については 60 万円を超えない場合には、検査役の調査を不要とする特例を設けました。

したがって、資本 20 万円の株式会社が、時価 10 万円のパソコンを取得する場合には、特別決議、検査役調査は不要となります。

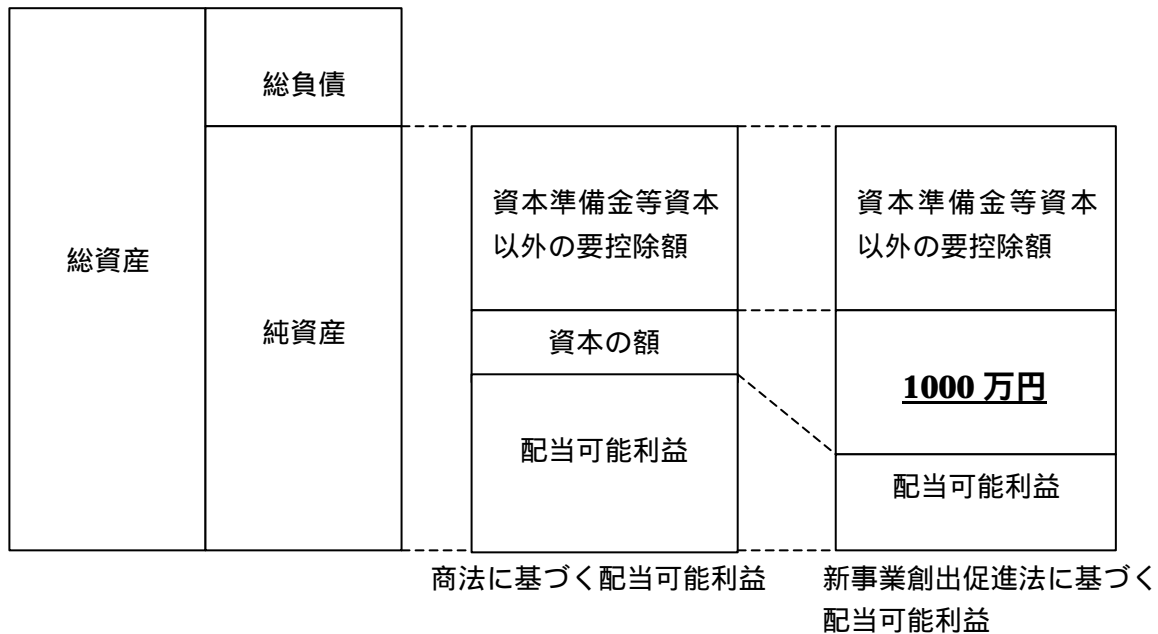
事後設立において特別決議・検査役調査が不要となる取得財産の価格

確認株式会社	特別決議	50 万円未満
	検査役調査	200 万円以下
確認有限会社	特別決議	15 万円未満
	検査役調査	60 万円以下



Q37 確認株式会社・確認有限会社は、配当することができますか。

A37 確認株式会社・確認有限会社も、配当することはできます。ただし、確認株式会社・確認有限会社においては、最低資本金規制を設立から5年間免除することの代償措置として、通常であれば、営業年度末の純資産額から「資本の額」等を控除して、配当可能利益を算出するところ、「資本の額」に代えて最低資本金額を控除することとしています。したがって、株主総会・社員総会に提出する利益処分案は、これによって算出された配当可能利益の範囲で作成する必要があります。



また、株主総会・社員総会后、営業年度末から3ヶ月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案を、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出する必要があります。

Q38 確認株式会社・確認有限会社は、自己株式・自己持分を買受けることはできますか。

A38 確認株式会社・確認有限会社も、自己株式・自己持分を買受けることは可能です。ただし、商法及び有限会社法上、取得価額の上限について制約がある場合、その上限額の算出に当たっては、最低資本金額を会社の資本額とみなすこととし、配当規制に関する特則（Q37 参照）と同様、会社財産の流出の防止を図っています。

Q 39 確認株式会社・確認有限会社は、その営業の全部又は一部を分割して、会社分割をすることはできますか。

A 39 確認株式会社・確認有限会社も、その営業の全部又は一部を分割して、会社分割をすることは可能です。ただし、その資本の額が最低資本金に達するまでは会社財産の恣意的流出を防止するため、会社の分割に際して、分割によって設立する会社・営業を承継する会社は、確認株式会社の株主・確認有限会社の社員に株式その他の資産を交付することはできません。

なお、分割によって設立する会社・営業を承継する会社については、最低資本金規制の特例は認められません。

Q 40 確認株式会社・確認有限会社は、資本の減少はできますか。

A 40 確認株式会社・確認有限会社も、資本の減少を行うことは可能です。ただし、その資本の額が最低資本金に達するまでは会社財産の恣意的流出を防止するため、資本の減少に際して、確認株式会社・確認有限会社は、株主・社員に金銭その他の財産を支払・交付することはできません。

Q41 確認株式会社・確認有限会社が、いったん最低資本金以上に増資した後、最低資本金未滿へ減資することはできますか。

A41 確認株式会社・確認有限会社が、いったん最低資本金以上に増資した場合、その時点で特例の対象外となるため、以後最低資本金未滿へ減資することはできません。

Q 42 確認株式会社・確認有限会社の資本の額が最低資本金に到達した場合、何か手続をとる必要がありますか。

A 42 確認株式会社・確認有限会社が、資本の額を増加させた場合には、発行済株式数、資本の額について変更登記の申請を行う必要があります。

また、確認株式会社・確認有限会社については、法律第 10 条の 18 の規定により、解散する旨の登記がなされています（Q 26 参照）。確認株式会社・確認有限会社の資本の額が最低資本金に到達した場合には、同条の規定により解散することはありえなくなります。そこで、資本の額を最低資本金以上とする変更の登記の申請と同時に、同条に基づき解散する旨の記載を抹消する登記を申請する必要があります。

さらに、本店所在地を管轄する経済産業局に対して、規則様式第 7 の届出書を提出する必要があります。

Q43 確認株式会社・確認有限会社が、設立の日から5年を経過したときに、解散をせずに、存続するためには、どのような方法がありますか。

A43 確認株式会社は、設立の日から5年を経過する日までに、資本の額を1千万円に増加し、又は、有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更したときには、解散をせずに存続することができます。

同様に、確認有限会社は、設立の日から5年を経過する日までに、資本の額を300万円に増加し、又は、株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更したときには、解散をせずに存続することができます。

なお、成立後5年以内であっても、確認株式会社が有限会社に組織変更した場合、及び確認有限会社が株式会社に組織変更した場合、組織変更後の会社については最低資本金規制の特例は認められません。